

# 意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（概要）

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

## 意見表明等支援員とは

### <主な業務内容>

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、

- ①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）
  - ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）
  - ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する
- ⇒ ①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要

①こども権利や支援員の役割に関する理解促進

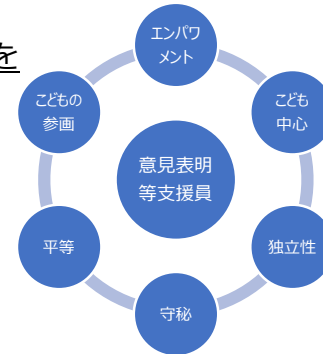
①意見形成支援

②意見表明等支援

③その後の対応  
(こどもの求めに応じた再度の支援)

### <求められる要件など>

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要（研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）を参考）
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則（右図参照）など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことは想定されない（独立性の観点）
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格



## 意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標

：こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援を行うことができる

知識・  
技術

- ・意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している
- ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるように説明できる
- ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等

態度

- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
- ・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている 等

# 意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（概要）

## 研修カリキュラム（例）

既に研修を実施している各団体等の研修内容等を踏まえ、研修カリキュラム（例）をA～Eの大項目に沿って整理。

A:アドボカシーの意義・目的、B:権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C:アドボカシーの過程と必要な技術・態度、D:こどもの多様性への理解、E:アドボカシーの実践

### 基礎編

意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、こどもを取り巻く環境などについて理解

### 養成編

基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に出会うこどもの多様性等についてより理解。グループワークが有効

科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
<b>A</b> アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則等
<b>B</b> 人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	・子どもの権利条約の目的・内容等
アドボカシーに関連する制度等	1～2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイドライン・スタートアップマニュアルの目的・内容
各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状等
<b>C</b> アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	・こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度等
<b>D</b> 多様なこどもの理解とその権利擁護	2～3	・こどもの発達への理解 ・こどもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にツールをもつ、障害等）への理解 ・様々な生きづらさ（トラウマを含む）等への理解
<b>E</b> 社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状

科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
<b>A</b> アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1～2	・意見表明等支援員とこどもの権利擁護に関わる多職種との違い等
<b>B</b> 各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1～2	・社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等
<b>C</b> 訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	・訪問する各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点等
<b>D</b> こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1～2	・年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践等
こどもの多様性に応じたアドボカシー	2～3	・多様性に応じたアドボカシーの実践等
こどもの抱える困難と影響に対する理解	2～3	・困難や被害によるこどもへの影響の理解等
<b>E</b> 演習（ロールプレイ）（2時間×2～3回）	4～6	・面談シナリオを作成するワークや、ロールプレイ等
自己覚知や内省への理解	1～2	・意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性等
社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実践（詳細編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題
困難なケースへの対処・葛藤	2	・難しい場面での対処等
活動する組織の理解(研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等を行う場合)	1～2	・活動する組織の理解 ・他の組織との連携等

## 養成後のフォローアップ等の取組

養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、

各団体の養成後のフォローアップ等の取組（定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等）を紹介